

2019年度 安全保障貿易管理に関する要望

2019年9月12日
一般社団法人日本貿易会 安全保障貿易管理委員会

安全保障貿易管理委員会では、毎年度、経済産業省に対して関連法令・制度や実務面に関して意見・要望を提出している。今年度においては、安全保障貿易管理に関する実務面を中心とした要望(計4項目)を、2019年9月12日、同省安全保障貿易管理部へ提出した。

項番	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由	考えられる改善案
1	米国機微技術規制	2019年度国防授權法(NDAA2019)※注1 の成立に伴い、対応が議論されているEmerging & Foundational Technologies ※注2 について、日本企業への詳細な情報提供をして頂きたい。	各種団体等に注意が促される一方で、具体的な情報が欠けている。注意喚起があっても、必要な情報が伴わねば対応することができないため。	不正確な情報により日本企業に不利益が生じることのないように、正確で丁寧な情報発信がなされるべき。
2	安全保障貿易管理の責任者への講習の実施	CP届出企業※注3 の役員・理事クラスの審査責任者に対する安全保障貿易管理セミナーの開催は、書面による起案や活動報告書の回覧などをもって実施したものであることを確認したい。	社内のマネジメントクラスの安全保障貿易の責任者に対しては、スケジュール調整等がなかなか安全保障貿易セミナーを実施しづらい。については各種社内書類を持ってして、これに代えることを認めてもらいたい。	以前に口頭では問題ない旨、伺ったが、何らかの書面にて明確にして頂きたい。
3	軍事四証企業向け取引に関する相談	①軍事四証企業※注4 向け取引の場合、外国ユーザーリスト※注5 掲載企業のように相談することが推奨されているのか。 ②民間企業での調査では限界があり、現実的ではない指導を受けることがあるが、これはどこまで受け止めればよいのか。	あくまで相談するかどうかは企業の自主判断だとして、民間では入手できない情報に基づき、インフォーム通知を受けると契約不履行のリスクを負ってしまう。 経産省として持っている懸念情報に基づく指導なのか、一般論に基づくものなのか、区別がつくようにしてもらいたい。 まじめに相談に行き、結果的に取引を諦めてしまうこともあり、正直ものが損をするようなことがないか心配。	経産省が独自に有する懸念情報については公開はできないものと思われるので、一般的な指導についてはその基準について、これまでの知見をベースに幾つかのパターンを公開してもらいたい。
4	経済産業省HP内資料のタイムリーな更新	経済産業省HP内安全保障貿易管理コーナーの英文ページがすべて準備中となっており更新再開を要望します。	海外のグループ企業との貿易管理に関する情報共有のために必要。	情報の優先度を把握したうえで、更新作業を実施していく。

注1 2019年度国防授權法(NDAA2019)：

米国の国防予算を承認する法律で、2019会計年度(18年10月～19年9月)は2018年8月13日に大統領署名により成立。従来からのFIRMA(外国投資リスク審査現代化法)及びECRA(輸出管理改革法)が挿入・規定されると共に、米国政府機関に対し、中国企業特定5社の通信・監視関連の機器・サービスの購入、利用その他を広汎に禁止する規定も設けられ、米国による対中国政策の厳格化方針が反映された。

注2 Emerging & Foundational Technologies：

2018年8月13日施行の米国輸出管理改革法(ECRA)にて規制されることが規定された技術のこと。Emerging TechnologiesにはバイオテクノロジーやAI・機械学習などが挙げられるが、Foundational Technologiesについては今後検討がなされる予定。

注3 CP届出企業：

輸出管理内部規程(CP。輸出や技術提供に関する一連の手続を規定するもので、安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程)を経済産業省に届出した企業のこと。

注4 軍事四証企業：

軍事四証とは、中国人民解放軍の武器装備品の研究開発・製造を請け負う企業や大学に対して取得を義務付けた資格のことであり、軍事四証企業とは、その資格を持つ企業のこと。4種類(装備承制単位資格認証、武器装備科生産許可証、武器装備科生産単位保密密格認証、武器装備質量管理体系認証)の資格がある為、四証の名が付いている。

注5 外国ユーザーリスト：

経済産業省が作成する我が国から輸出された貨物や技術を大量破壊兵器等の開発等に用いられる懸念があるとされる外国の企業、組織を列記した表で、通常年1回改正される。